

棚田地域振興法に係る Q & A

(令和 7 年 9 月版)

目次

都道府県棚田地域振興計画について	5
Q. 都道府県棚田地域振興計画を策定しなくても、指定棚田地域の指定申請を行うことはできるのか。.....	5
Q. 都道府県棚田地域振興計画のひな型の位置付けいかに。.....	5
Q. 法第 6 条第 2 項第二号に定める、「総合的かつ計画的に講ずべき施策」とは具体的にはどのようなものか。.....	5
Q. 指定申請を行う段階で、都道府県棚田地域振興計画が作成途中の場合どのようにすればよいか。.....	6
指定棚田地域について	7
Q. 棚田地域の要件は何か。.....	7
Q. 畑しかない地域は指定棚田地域の指定申請はできないのか。.....	7
Q. 本法の支援の対象は水田のみなのか。.....	7
Q. 「一団の棚田」とはどのように捉えればよいのか。.....	8
Q. 複数の者が共同活動を行う場合も一団と捉えてよいのか。.....	8
Q. 複数の旧旧市町村にまたがった指定棚田地域振興活動計画を作成したいが、指定棚田地域の指定申請時には、複数の旧旧市町村にある勾配 1/20 以上の棚田が合計 1ha 以上あればよいか。.....	8
指定棚田地域・保全を図る棚田等について	9
(指定申請書、指定棚田地域振興活動計画認定申請書)	9
Q. 保全の対象とする棚田は、棚田百選や県が選定する棚田などに選定されているような「○の棚田」と呼ばれるようなものにすべきか。.....	9
Q. 保全の対象とする棚田で、今後、農地転用や耕作放棄が生じた場合どうなるのか。	9
Q. 棚田以外の農用地の形状の条件はあるのか。.....	9
Q. 棚田地域は基盤整備されたところも対象となるのか。.....	9
Q. 保全の対象とする棚田等の範囲を表示する図面は、中山間地域等直接支払制度の手続きに供する図面を利用してもよいか。.....	9
Q. 保全の対象とする棚田等の範囲を表示する図面について、田、畑等の農用地の種別ごとに色分けする場合は、登録地目でもよいか。.....	9
指定棚田地域の指定申請の手続について	10
Q. 指定棚田地域の指定申請に当たって必要な協議先はどこか。.....	10
Q. 指定棚田地域の指定申請書に添付する関係市町村との協議の概要は、担当者間で実施したものでよいか。.....	10
Q. 指定棚田地域の指定申請書に添付する関係市町村との協議の概要は、市町村からの提案	

を受けて指定申請を行う場合も必要か。	10
Q. 現市町村で分割された旧旧市町村の場合どのように指定棚田地域の指定申請をすればいいか。	10
Q. 複数の指定棚田地域の指定申請を行う場合、それぞれの棚田地域（旧旧市町村）の指定申請書を作成する必要があるのか。都道府県で一つの申請書にまとめてもいいか。 ..	11
Q. 指定棚田地域の指定申請は都道府県内のすべての旧旧市町村の申請について同じタイミングで行う必要があるのか。	11
Q. 指定棚田地域の指定申請はいつまでに行えばよいのか。	11
Q. 指定棚田地域の指定申請書及び指定棚田地域振興活動計画の認定申請書の提出先はどこか。	11
指定棚田地域の指定について	12
Q. 指定棚田地域の指定基準は何か。	12
Q. 指定棚田地域振興活動計画の認定基準は何か。	12
Q. 指定棚田地域の指定は、ポイント制など明確な数値基準を設けて行うのか。	13
Q. 「棚田地域の振興に関する基本的な方針」の指定の基準はすべて満たす必要があるか。	13
Q. 棚田地域指定基準の人口減少や高齢化率に基準はあるのか。	13
Q. 棚田があってその麓に集落がある場合などどの範囲が指定棚田地域となるのか。	13
Q. 指定棚田地域の指定がされない場合はどのように知らされるのか。	13
Q. 指定棚田地域の指定後に「保全を図る棚田等」の変更等、申請内容に変更があった場合の手続はどのようにすればよいのか。	14
Q. 指定棚田地域指定申請から指定までの期間、指定のタイミング（認定も同様）を示してほしい。	14
Q. 指定棚田地域の指定申請書や、指定棚田地域振興活動計画の事前確認はしてもらえるのか。	14
協議会について	16
Q. 指定棚田地域振興活動計画を策定する場合、市町村による指定棚田地域振興協議会（協議会）の組織は必ず行わなければいけないのか。	16
Q. 協議会の構成員はどのような者で構成されるのか。	16
Q. 協議会はどのような単位で組織できるのか。	16
Q. 協議会の構成員への報酬支払事務も想定されるので、協議会は地方自治法に基づき条例で設置する必要があるか。	16
Q. 協議会に参加する者が変更になる場合、どのような手続が必要になるか。	17
指定棚田地域振興活動計画の目標について	18
Q. 指定棚田地域振興活動の目標はどのように設定すればよいのか。	18
Q. 指定棚田地域振興活動計画の目標と、活用する事業の目標との関係性はどのように捉えればよいのか。	18

Q. 指定棚田地域振興活動計画の目標を達成できないとペナルティがあるのか。	18
指定棚田地域振興活動について.....	20
Q. 指定棚田地域振興活動の内容は、棚田等の保全、棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮、棚田を核とした棚田地域の振興のうち、いずれか一つだけでもよいのか。（農業生産活動による棚田等の保全のみの活動でもよいのか。）	20
Q. 指定棚田地域振興活動の内容に、活用したい具体的な事業を位置付けてよいのか。	20
Q. 指定棚田地域振興活動の範囲は、指定棚田地域内である必要があるのか。	20
Q. 棚田地域振興関連施策や優先採択、優遇措置の公表をどのように行うのか。	21
Q. 協議会の活動に対する専門家の派遣について費用負担は生じるのか。	21
Q. 法第 16 条に基づく人材育成の具体策いかに。	21
Q. 棚田地域振興法は、時限立法（令和 12 年 3 月 31 日）であり、活動計画の認定時期によっては、計画期間を 3 年間確保できないこととなるが、そのような活動計画でも申請して良いのか。	21
指定棚田地域振興活動計画の認定申請の手続について.....	22
Q. 棚田地域が指定された後の、指定棚田地域振興活動計画の策定は必須か。	22
Q. 協議会が指定棚田地域振興活動計画の認定申請を行う場合に必要な協議先はどこか。	22
Q. 指定棚田地域振興活動計画の認定申請書に添付する都道府県知事との協議の概要は、公文でのやりとりである必要があるか。	22
Q. 指定棚田地域振興活動計画の認定申請はいつまでに行えばよいのか。	22
Q. 指定棚田地域振興活動計画は協議会単位か指定棚田地域単位で策定するのか。	23
Q. 指定棚田地域振興活動計画の認定申請を行う場合、複数の指定棚田地域にまたがり、複数の棚田等を保全対象とする活動計画を作成してよいのか。	23
Q. 一つの旧旧市町村が二つの現市町村をまたいでいる（分割されている）場合に複数の現市町村で一つの協議会を組織できるか。また、その場合、どのように指定棚田地域振興活動計画を申請すればいいか。	23
Q. 法第 10 条第 2 項に「認定の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。」とあるが、都道府県及び市町村において、どのような手続が必要か。	23
指定棚田地域振興活動計画の認定について.....	25
Q. 指定棚田地域振興活動計画の認定は、ポイント制など明確な数値基準を設けて行うのか。	25
Q. 「棚田地域の振興に関する基本的な方針」の認定の基準はすべて満たす必要があるか。	25
Q. 指定棚田地域振興活動計画の認定がされない場合はどのように知られるのか。	25
Q. 指定棚田地域振興活動計画の認定がされた場合に公表される計画の概要はどのようなものか。	25
コンシェルジュについて.....	26

Q. 地域担当コンシェルジュ、施策担当コンシェルジュの役割は何か。	26
Q. 法律や、法律に基づく手続きに関する問合せ先はどこになるのか。	26
Q. コンシェルジュとしての活動経費はどこから支出するのか。	26
Q. コンシェルジュに係る費用負担は生じるのか。	26
Q. コンシェルジュは誰が選任されているのか。	27
Q. 棚田地域振興コンシェルジュはそれぞれの府省庁の国家公務員が選任されているが所属する府省庁以外の施策についても問い合わせに対応してもらえるか。	27
みなし認定等について	28
Q. エコツーリズム推進全体構想のみなし認定及び活性化計画のみなし提出はどのような時に活用できるのか。	28
Q. 農山漁村活性化法に基づく活性化計画のみなし提出を行い、農林水産省事業「農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）」の「指定棚田地域保全整備」を活用する場合の交付手続の流れいかな。（活性化計画の募集期間外に指定棚田地域振興活動計画の認定申請や認定が行われた場合はどうなるのか。）	28
その他	30
Q. 国、都道府県、市町村間はどうような連絡体制になるのか。	30
Q. 農林水産省事業の補助率嵩上げの対象地域に指定棚田地域が追加されたことを受け、新たに補助率の嵩上げの適用を受けたいが、指定棚田地域の指定だけ受けて、指定棚田地域振興活動計画の策定は行わなくてもよいのか。	30
(重要) 棚田指定手続の送付について	31

都道府県棚田地域振興計画について

Q. 都道府県棚田地域振興計画を策定しなくても、指定棚田地域の指定申請を行うことはできるのか。

A. 都道府県棚田地域振興計画の策定は、法律上任意であるため、策定せずとも指定棚田地域の指定申請を行うことは可能です。

ただし、同計画の有無は、指定棚田地域の指定基準である「棚田地域振興活動が円滑かつ確実に実施される」ために必要な「都道府県の積極的な関与」の有無を判断する一つの要素となりますので、策定を期待します。

Q. 都道府県棚田地域振興計画のひな型の位置付けいかん。

A. 法律上、都道府県棚田地域振興計画の策定は任意となっており、ひな型はあくまで参考です。都道府県の判断で独自の様式、内容を記載していただいても構いません。

計画を作成しようとするときはあらかじめ市町村の意見を聴く必要がありますが、国への報告や届出等は必要ありません。ただし、指定棚田地域の申請にあたって、都道府県計画を策定している場合には、添付資料として提出していただく必要があります。

【参照：法第6条】

Q. 法第6条第2項第二号に定める、「総合的かつ計画的に講ずべき施策」とは具体的にはどのようなものか。

A. 都道府県において棚田地域の振興に向け、現在講じている又は今後講じていこうとしている、特定の分野に限らない幅広い分野の施策について、国の施策だけでなく都道府県単独の施策も含め記載していただくことを想定しています。

基本方針の第二の4に定める「棚田地域の振興に関連する施策の活用」や、都道府県棚田地域振興計画（ひな形）の第二の記載等を参考にいただければと存じます。

基本方針や、前述の都道府県棚田地域振興計画（ひな形）については、以下の内閣府地方創生推進事務局のHPにリンクに掲載しておりますので、適宜御活用下さい。

(<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tanada/index.html>)

Q. 指定申請を行う段階で、都道府県棚田地域振興計画が作成途中の場合どのようにすればよいか。

A. 今後大幅な変更が見込まれないのであれば、正式決定前の計画案を添付していただき、正式決定後、差し替えていただいても構いません。

または、指定申請書の「5 申請に係る棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する体制」において、都道府県棚田地域振興計画に盛り込もうとしている内容（都道府県の体制や施策の活用等）を記載していただいても構いません。

指定棚田地域について

Q. 棚田地域の要件は何か。

A. 棚田地域の要件は、

- ① 昭和 25 年 2 月 1 日における市町村（旧市町村）の区域であって、
 - ② 区域内に勾配が 1/20 以上の土地にある一団の棚田の面積が 1ha 以上あること
- です。

（なお、棚田地域はあくまで入口の要件であり、この要件を満たす棚田地域の中から、都道府県が関係市町村との協議を経て指定棚田地域の指定申請を行い、国が、指定基準に基づき指定した指定棚田地域が本法の支援の対象となります。）

【参照：法第 2 条第 2 項、政令】

Q. 畑しかない地域は指定棚田地域の指定申請はできないのか。

A. 指定棚田地域に指定されるためには、「棚田地域」の要件を満たす必要があります。当該要件は「勾配 1/20 以上の一団の棚田が 1ha 以上ある旧市町村の区域」であり、「棚田（傾斜地に階段状に設けられた田）」のみに着目したものであるため、畑しかない地域は指定棚田地域の指定申請の対象になりません。

【参照：法第 2 条第 1 項、2 項、第 7 条第 1 項、政令】

Q. 本法の支援の対象は水田のみなのか。

A. 指定棚田地域の指定申請は、「勾配 1/20 以上の一団の棚田（傾斜地に階段状に設けられた田）」が必要ですが、指定棚田地域に指定された後、市町村が組織する指定棚田地域振興協議会が作成する指定棚田地域振興活動計画には、「棚田等（棚田及び棚田に類する形状の畑等の農用地）」の保全を目的とした活動を位置付けることが可能であり、この「棚田等」には段々畑等も含まれるため、支援の対象となります。

【参照：法第 2 条第 1 項、第 3 項、第 8 条第 3 項】

Q. 「一団の棚田」とはどのように捉えればよいのか。

A. 中山間地域等直接支払制度における「一団」の考え方と同様であり、1ha 未満の複数の棚田が国県道、河川等により分断しており、物理的に連坦していなくても、棚田の保全に向けた共同活動が一体的に行われる場合は一団とみなします。

現に共同活動が行われていない場合であっても、今後共同活動が行われる場合は、当該要件に該当します。

Q. 複数の者が共同活動を行う場合も一団と捉えてよいのか。

A. 棚田の保全に向けた共同活動を複数の者又は団体で連携・協力して行うなど、活動の一体性が確保されれば、一団とみなします。

(この場合、両者ともに指定棚田地域振興協議会の構成員となる必要があります。)

Q. 複数の旧旧市町村にまたがった指定棚田地域振興活動計画を作成したいが、指定棚田地域の指定申請時には、複数の旧旧市町村にある勾配 1/20 以上の棚田が合計 1ha 以上あればよいのか。

A. 指定棚田地域の指定は旧旧市町村単位で行うこととなっており、それぞれの旧旧市町村で、1/20 以上の棚田が 1ha 以上必要です。

指定棚田地域・保全を図る棚田等について
(指定申請書、指定棚田地域振興活動計画認定申請書)

Q. 保全の対象とする棚田は、棚田百選や県が選定する棚田などに選定されているような「〇〇の棚田」と呼ばれるようなものにすべきか。

A. どのような棚田を指定または活動計画の対象とするかについては、都道府県、市町村及び地元で意向を調整し、選定してください。

ただし、基本方針の第三の２に定める指定基準において、「農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の棚田地域の有する多面的機能の発揮の促進が継続的に図られると認められること」とあることに留意してください。

Q. 保全の対象とする棚田で、今後、農地転用や耕作放棄が生じた場合どうなるのか。

A. 指定棚田地域の指定により、農地転用や耕作放棄に対する本法に基づくペナルティが課されることはありません。

しかし、法の趣旨から、今後、農地転用や耕作放棄がされる可能性の高い農地が保全の対象に位置付けられることは想定していません。

Q. 棚田以外の農用地の形状の条件はあるのか。

A. 傾斜地に階段状に設けられている必要があります。判断に迷う場合は予めご相談ください。

Q. 棚田地域は基盤整備されたところも対象となるのか。

A. 棚田地域としての要件を満たせば、基盤整備されているか否かにかかわらず対象となります。

Q. 保全の対象とする棚田等の範囲を表示する図面は、中山間地域等直接支払制度の手続きに供する図面を利用してもよいか。

A. 構いません。

Q. 保全の対象とする棚田等の範囲を表示する図面について、田、畑等の農用地の種別ごとに色分けする場合は、登録地目でもよいか。

A. 現況を基本としますが、登録地目でも構いません。

指定棚田地域の指定申請の手続について

Q. 指定棚田地域の指定申請に当たって必要な協議先はどこか。

A. 法第7条第2項に基づき、あらかじめ関係市町村に協議する必要があります。

【参照：法第7条第2項】

Q. 指定棚田地域の指定申請書に添付する関係市町村との協議の概要は、担当者間で実施したものでよいか。

A. 法令上、「関係市町村長」ではなく「市町村」とされているため、協議のレベルについては、各都道府県、市町村において判断いただいて構いません。

Q. 指定棚田地域の指定申請書に添付する関係市町村との協議の概要は、市町村からの提案を受けて指定申請を行う場合も必要か。

A. 不要です。市町村及び棚田地域振興活動に参加する者は、都道府県に対し、指定申請することについて、提案することができますので、その提案を受けて指定申請する場合は、当該提案の概要を添付ください。

Q. 現市町村で分割された旧旧市町村の場合どのように指定棚田地域の指定申請をすればいいか。

A. 現市町村で分割された旧旧市町村の場合であっても、法令に定めるとおり、指定申請は都道府県が旧旧市町村単位で行う必要があります。

なお、法第7条第2項に基づき、都道府県が指定棚田地域の指定申請をしようとする際には、あらかじめ関係市町村に協議する必要がありますが、この場合の協議先となる関係市町村については、指定申請の対象となっている旧旧市町村が含まれるすべての現市町村ということになります。

また、同じく法第7条第3項に基づき、都道府県に対して指定棚田地域の指定申請をすることについて、提案のできる市町村は、上記と同じく指定申請の対象となっている旧旧市町村が含まれるすべての現市町村ということになります。

【法第7条、政令】

Q. 複数の指定棚田地域の指定申請を行う場合、それぞれの棚田地域（旧旧市町村）の指定申請書を作成する必要があるのか。都道府県で一つの申請書にまとめてもいいか。

A. 基本的には、指定棚田地域の申請は、棚田地域（旧旧市町村）ごとに行っていただく必要がありますが、地域が共通の課題を抱えており、一体的な活動の推進を図る必要があるなど、地域の実情に応じて複数の旧旧市町村をまとめて申請することが適当である場合には、現市町村の範囲内で、複数の指定棚田地域の指定申請をまとめて行うことが可能です。複数の現市町村に跨がる場合には、個別にご相談ください。

Q. 指定棚田地域の指定申請は都道府県内のすべての旧旧市町村の申請について同じタイミングで行う必要があるのか。

A. 指定申請可能な地域から随時指定棚田地域の指定申請をいただければ構いません。なお市町村からの提案を受けて指定申請することも可能です。

Q. 指定棚田地域の指定申請はいつまでに行えばよいのか。

A. 申請については、随時受付を行っています。〆切の月になりましたら、内閣府地方創生推進事務局から都道府県に対し、〆切日までに申請予定件数を事前報告いただくよう連絡いたしますので、該当がある場合には必ず、メールにて御報告ください。

〆切の月… 9、10、11 月分をまとめて受け付けるスケジュールの場合には、11 月が〆切の月となりますが、9、10 月に既に申請した分についても必ず御報告ください。

Q. 指定棚田地域の指定申請書及び指定棚田地域振興活動計画の認定申請書の提出先はどこか。

A. 提出の際は、内閣府地方創生推進事務局の担当まで御一報の上、申請書を一括 PDF にし、以下のメールアドレス宛に送付ください。

法律上、両申請書の宛先は全主務大臣（総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣）となっていますが、一元的な窓口機能を担う内閣府が、提出のあった申請書を全主務大臣に転送します。

※紙媒体での提出は不要です。

（※）〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1

合同庁舎 8 号館 7 階 内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

内閣府地方創生推進事務局

直通：03-6257-1410

メールアドレス： i.tanada-shinsei.a2u@cao.go.jp

【参照：法第 7 条第 1 項、法第 10 条第 1 項、基本方針第二の 3 の（2）】

指定棚田地域の指定について

Q. 指定棚田地域の指定基準は何か。

A. 以下の基準に適合する場合、都道府県からの申請に基づき、主務大臣が指定棚田地域に指定します。

(1) 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められることとして、

- ① 人口減少や高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田等が荒廃の危機に直面しており、棚田地域の振興を図る必要性が高いこと
- ② 多面にわたる機能に優れた棚田等の保全及び多面的機能の発揮の促進が図られると認められること

(2) 当該棚田地域にかかる棚田地域振興活動が円滑かつ確実に実施されることが認められることとして、

- ① 棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、またはそのような組織が構築される見込みが高いこと
- ② 都道府県等の積極的な関与が期待されること

Q. 指定棚田地域振興活動計画の認定基準は何か。

A. 以下の基準に適合する場合、市町村からの申請に基づき、主務大臣が指定棚田地域振興活動計画を認定します。

(1) 基本方針に適合するものであることとして、

- ① 基本方針の「棚田地域の振興の意義及び目標に関する事項」に適合していること
- ② 基本方針の「指定棚田地域振興計画の作成に関する基本的事項」に則っていること

(2) 当該指定棚田地域振興活動計画の実施が指定棚田地域の振興又は指定棚田地域内の棚田等の保全に相当程度寄与するものであると認められることとして、

- ① 指定棚田地域振興活動の目標が適切に設定されており、目標を達成するために必要な活動が定められていること。
- ② 指定棚田地域振興活動の内容が具体的で実現性が高く、継続的な実施が見込まれること
- ③ 指定棚田地域振興活動が棚田の保全、指定棚田地域の振興の実現に相当程度有効であることが合理的に説明されていること

(3) 円滑かつ確実に実施されると認められるものであることとして

- ① 指定棚田地域振興活動の主体が特定されていること
- ② 指定棚田地域振興活動の実施スケジュールが明確であること
- ③ 指定棚田地域振興協議会が多様な主体で構成され、構成員間の合意の下で、明確

な役割分担と構成員間の有機的な連携が図られていること

- ④ 都道府県又は市町村による支援体制が確立されていること

Q. 指定棚田地域の指定は、ポイント制など明確な数値基準を設けて行うのか。

A. 現時点では、ポイント制等にすることは考えておらず、指定基準に従って総合的に判断することとしています。

なお、指定にあたっては、透明性、公平性、中立性を確保するため、有識者から意見を聴取することとしています。

【参照：基本方針第三の5】

Q. 「棚田地域の振興に関する基本的な方針」の指定の基準はすべて満たす必要があるか。

A. そのとおりです。

Q. 棚田地域指定基準の人口減少や高齢化率に基準はあるのか。

A. 定量的な基準はなく、法令に照らして総合的に判断させていただきます。

なお、旧旧市町村単位でデータを示していただくことを基本としますが、旧旧市町村単位の人口減少、高齢化率のデータがない場合や棚田が荒廃の危機に直面していることを示すうえで適当と考えられる場合には、旧旧市町村単位以外の範囲（現行市町村など複数の旧旧市町村や旧旧市町村の中の特定の範囲）のデータを示していただくことも可能です。

また、人口減少率、高齢化率のみでは棚田地域の振興を図る必要性を示すことが難しい場合には、その他の社会経済情勢の変化（農家数、農業集落数、農地面積の推移等）のデータもあわせて添付していただくことも可能です。

Q. 棚田があってその麓に集落がある場合などどの範囲が指定棚田地域となるのか。

A. 旧旧市町村の区域が全て棚田地域となります。

Q. 指定棚田地域の指定がされない場合はどのように知らされるのか。

A. 指定棚田地域の指定については、法第7条第5項に基づき、主務大臣は、指定棚田地域の指定をするときは、その旨及びその区域を官報で公示することとなっていることから、指定がされない場合についても、同じく公示の際に明らかになるものと思われます。

Q. 指定棚田地域の指定後に「保全を図る棚田等」の変更等、申請内容に変更があった場合の手続はどのようにすればよいのか。

A. 法律上指定棚田地域の変更申請について規定はありませんが、指定棚田地域の申請内容に指定後変更が生じた場合は、できるだけ速やかに主務大臣（内閣府地方創生推進事務局経由）に情報提供をお願いします。

その際、指定棚田地域の指定後に「保全を図る棚田等」に変更があった場合には、内閣府地方創生推進事務局のHPに掲載している「保全を図る棚田等」の一覧を更新します。

なお、当該指定棚田地域の変更の結果、指定棚田地域の指定要件に該当しなくなったと主務大臣が認める場合は、主務大臣は、都道府県の意見を聞き、指定を解除することができることとなっておりますので、変更の際には十分留意ください。

提出書類については、既に提出いただいた指定棚田地域の指定申請書を修正の上、修正部分を明記（見え消し）した申請書を一括PDFにし、再提出ください。

Q. 指定棚田地域指定申請から指定までの期間、指定のタイミング（認定も同様）を示してほしい。

A. 2025年は、以下の指定・認定スケジュールに沿って、指定及び認定を行う予定です。審査期間は申請数によりますが、約1ヶ月半～2ヶ月を想定しています。

【参考】令和7年度の指定・認定スケジュール（予定）

※申請数等の影響により、指定・認定時期が変動する可能性があります。

【指定棚田地域の指定】

申請時期	令和6年度				令和7年度										令和8年度			
	3月末	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末		
指定回数	第26回				第27回				第28回				第29回					
指定時期	9月下旬				12月下旬				4月下旬				8月下旬					

【指定棚田地域振興活動計画の認定】

申請時期	令和6年度				令和7年度										令和8年度			
	3月末	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末		
認定回数	第22回			第23回	第24回	第25回	第26回	第27回			第28回			第29回				
認定時期	7月上旬			8月下旬	9月下旬	10月上旬	10月下旬	1月下旬			6月中旬			9月下旬				

Q. 指定棚田地域の指定申請書や、指定棚田地域振興活動計画の事前確認はしてもらえるのか。

A. 可能です。記載方法に迷う場合、記載内容に不安のある場合、初めて申請を提出する場合などには、正式に提出する前に、できるだけ余裕（※）を持って、申請書案を内閣府地方創生推進事務局（※※）までメールにて送付ください。

なお、事前確認は、あくまで担当者が気づいた点などについて助言をするものであり、審査結果を確約するものではありませんのでご注意ください。

(※) 各省による事前確認（最短で3～4営業日程度要します）、各都道府県、協議会による事前確認結果の反映に要する時間を確保していただきますようお願いいたします。これらを確保できないと見込まれる場合、事前確認を御遠慮いただく可能性がございます。

(※※) 紙媒体での提出は不要です。

〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1

合同庁舎 8 号館 7 階 内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

内閣府地方創生推進事務局

直通：03-6257-1410

メールアドレス：i.tanada-shinsei.a2u@cao.go.jp

協議会について

Q. 指定棚田地域振興活動計画を策定する場合、市町村による指定棚田地域振興協議会（協議会）の組織は必ず行わなければならないのか。

A. 指定棚田地域振興活動計画の策定主体は協議会であり、市町村による協議会の組織は必須です。また、協議会には当該市町村を構成員として含んでいただく必要があります。

【参照：法第8条第1項、第2項】

Q. 協議会の構成員はどのような者で構成されるのか。

A. 都道府県、棚田の保全団体、農業者、地域住民、NPO、地域おこし協力隊員、教育の一環として棚田に関わる学生や教員、CSR や研修の一環として棚田に関わる企業、棚田オーナーやトラスト会員、観光に携わる者等、地域内外の多様な主体によって構成されることが望ましいと考えています。

なお、協議会の設置主体である市町村は必ず構成員として含めていただく必要があります。

Q. 協議会はどのような単位で組織できるのか。

A. 指定棚田地域は昭和25年2月時点の市町村（旧市町村）の単位で指定されますが、協議会の設置単位や活動の範囲については、必ずしも旧市町村の単位である必要はなく、地域の実情に応じて柔軟に設定していただくことが可能です。

例えば、

- ①一つの指定棚田地域（旧市町村）内で、一つの協議会
- ②一つの指定棚田地域（旧市町村）内で、複数の協議会
- ③複数の指定棚田地域（旧市町村）にまたがって、一つの協議会を組織し、指定棚田地域振興活動を行うことが可能です。

Q. 協議会の構成員への報酬支払事務も想定されるので、協議会は地方自治法に基づき条例で設置する必要があるか。

A. 法令上は求められていません。

Q. 協議会に参加する者が変更になる場合、どのような手続が必要になるか。

A. 協議会に参加する者自体が変更される場合には、振興活動計画の変更認定が必要となります。一方、協議会に参加する者の名称又は氏名が変更される場合には、軽微な変更として、計画の認定変更は不要です。なお、法人名等（任意団体）の名称変更について、個別に御相談ください。

例）軽微な変更にあたる場合:

- ・参加する者の氏名が、棚田太郎から農林太郎など、引き続き同じ者が参加するが、氏又は名が変わった場合

軽微な変更にあたらない場合

- ・参加する者の氏名が、棚田太郎から農林一郎など、参加する者自体が別の者に代わった場合

【参照：省令第5条第1号、基本方針第五の三の（5）】

指定棚田地域振興活動計画の目標について

Q. 指定棚田地域振興活動の目標はどのように設定すればよいのか。

A. 国の基本方針や都道府県地域振興計画を参考に設定してください。ただし、基本方針に掲げた目標はあくまで例示であり、地域独自の目標を設定することを妨げるものではありません。

目標の設定に当たっては、可能な限り具体的かつ定量的に記載することが望ましいと考えています。その際、目標設定の考え方や数値の根拠についても併せて記載していただくことが望ましいです。目標の程度は、地域の実情に応じて設定していただいて構いません。

※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号。以下「農山漁村活性化法」という。）に基づく活性化計画に関する事項を定める場合には、当該事項については、同法のルールが適用されることになります。

※ 中山間地域等直接支払の棚田地域振興活動加算を適用を受ける場合は、以下の要件が必須となります。

- 「棚田等の保全」、「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮」、「棚田を核とした棚田地域の振興」の各々に定量的な目標を 1 つ以上、計 3 つ以上の目標を定めること。その 3 つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含めること。

【参照：基本方針第一の 2、3】

Q. 指定棚田地域振興活動計画の目標と、活用する事業の目標との関係性はどのように捉えればよいのか。

A. 両者の目標は必ずしも一致していなくてもよいですが、各事業が要する目標の設定や達成については、各事業の要綱・要領等に従っていただく必要があります。

Q. 指定棚田地域振興活動計画の目標を達成できないとペナルティがあるのか。

A. 法律上特段のペナルティが課されることはありませんが、法律の趣旨に照らし当然のことながら、当初から到底達成し得ないような目標や非現実的な目標の申請は想定しておりません。なお、活動計画に位置付けられた各事業において設定した目標については、当該

事業の要綱・要領等に従って達成状況が評価されることになります。

認定基準に照らし活動が実施されていないと認められる場合は認定取り消しとなる可能性があります。

指定棚田地域振興活動について

Q. 指定棚田地域振興活動の内容は、棚田等の保全、棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮、棚田を核とした棚田地域の振興のうち、いずれか一つだけでもよいのか。（農業生産活動による棚田等の保全のみの活動でもよいのか。）

A. 活動の内容については、地域の実情に応じて設定することが可能です。

ただし、

- ・ 指定棚田地域の指定基準の一つに「人口の減少、高齢化の進展等社会・経済情勢の変化により、棚田等が荒廃の危機に直面していると認められること」
- ・ 指定棚田地域振興活動計画の認定基準の一つに「活動計画の実施が指定棚田地域の振興又は指定棚田地域内の棚田等の保全に相当程度寄与するものであると認められること」とあることに留意が必要です。

つまり、活動の内容は、現状において荒廃の危機に直面している棚田等が、その課題を乗り越え、将来にわたって保全されるような活動である必要があります。

【参照：基本方針第三の２、第六の２】

Q. 指定棚田地域振興活動の内容に、活用したい具体的な事業を位置付けてよいのか。

A. 積極的に記載していただいて構いません。ただし、各事業の採択は各事業の要綱・要領に基づき、事業ごと行われるため、都道府県及び国の事業担当部署と十分な調整がなされていることが望ましいが、調整をしていない場合には、そのことが分かるように記載してください。

ただし、法第８条第４項に基づき、農山漁村活性化法の活性化計画に関する事項を定める場合には、あらかじめ都道府県及び国の事業担当部署と十分な調整を行うとともに「農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）」）を活用する旨を明示してください。

なお、棚田地域振興関連予算については、政府予算案の決定を踏まえて留意事項（スケジュールを含む）をとりまとめ公表しておりますので御参照ください。

（棚田地域振興関連予算は内閣府地方創生推進事務局の HP 参照

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tanada/index.html>）

Q. 指定棚田地域振興活動の範囲は、指定棚田地域内である必要があるのか。

A. 活動を通じて保全を図る棚田等は指定棚田地域内である必要がありますが、活動については、必ずしも指定棚田地域内である必要はありません。例えば、指定棚田地域外の市街

地での棚田米や加工品の販売といった活動が想定されます。

Q. 棚田地域振興関連施策や優先採択、優遇措置の公表をどのように行うのか。

A. 現在、令和 8 年度予算概算要求のものについて、内閣府地方創生推進事務局の H P (<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tanada/index.html>) にて公表しております。

Q. 協議会の活動に対する専門家の派遣について費用負担は生じるのか。

A. 基本的に専門家への旅費・謝金等の費用は、派遣を受ける協議会等で賄っていただく必要がありますが、専門家派遣に際して活用可能な事業もあるのでご検討下さい。(例、中山間地農業ルネッサンス推進事業、農山漁村振興交付金、県の棚田基金・ふる水基金など)
なお、地域活性化伝道師に登録されている専門家については、同制度の条件を満たせば、派遣に係る費用について、内閣府が負担することが可能です。

Q. 法第 16 条に基づく人材育成の具体策いかん。

A. 地域おこし協力隊や地域活性化伝道師などをご活用下さい。なお、地域活性化伝道師については、すでに棚田に関連した地域活性化の専門家が登録されております。また、その他にもご要望等をいただきながら今後必要に応じて検討していく予定です。

Q. 棚田地域振興法は、時限立法（令和 12 年 3 月 31 日）であり、活動計画の認定時期によっては、計画期間を 3 年間確保できないこととなるが、そのような活動計画でも申請して良いのか。

A. 棚田地域の振興に関する基本的な方針において、「指定棚田地域振興活動計画においては、おおそ 3 年間から 5 年間の計画とし、各年度の取組内容についてできる限り具体的に記載することが望ましい。」と記載されているが、これは、法目的を達成するために必要なおおその目安を示しているものであり、法目的に合致した活動計画であり当該活動計画の目標が期間内に達成される見込みであれば、計画期間が 3 年間に満たない計画であっても認定されますので、申請可能です。なお、現行の棚田地域振興法は令和 12 年 3 月 31 日限りで効力を失うため、各活動計画の期限も同日までに設定するようご注意ください。

指定棚田地域振興活動計画の認定申請の手続について

Q. 棚田地域が指定された後の、指定棚田地域振興活動計画の策定は必須か。

A. 法律上、指定棚田地域振興活動計画の策定は必須ではありませんが、同計画は指定棚田地域内の棚田等の保全及び指定棚田地域の振興を図るための活動の基本的な事項を定める計画であり、同計画に従って多様な活動参加者からなる協議会が取組を実施することとなることから、本法に基づく棚田地域振興の要ともいうべきもの（基本方針第五の 1 の（1））であり、積極的な策定が期待されます。

また、指定棚田地域の指定要件である棚田地域振興活動の円滑かつ確実な実施が見込めないときは当該指定が解除となる可能性があることにもご留意願います。

Q. 協議会が指定棚田地域振興活動計画の認定申請を行う場合に必要な協議先はどこか。

A. 法第 8 条第 5 項に基づき、協議会が指定棚田地域振興活動計画を作成しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議する必要があります。

また、法第 10 条第 2 項に基づき、認定申請は都道府県知事を経由して行う必要があります。

なお、指定棚田地域振興活動計画に活用する事業を具体的に位置付ける場合には、あらかじめ都道府県及び国の当該事業担当部局と調整を行ってください。

【法第 8 条第 5 項、第 10 条第 2 項】

Q. 指定棚田地域振興活動計画の認定申請書に添付する都道府県知事との協議の概要は、公文でのやりとりである必要があるか。

A. 公文によるやりとりが必要です。（法令上、都道府県ではなく都道府県知事とされている。）

Q. 指定棚田地域振興活動計画の認定申請はいつまでに行えばよいのか。

A. 申請については、随時受付を行っています。〆切の月になりましたら、内閣府地方創生推進事務局から都道府県に対し、〆切日までに申請予定件数を事前報告いただくよう連絡いたしますので、該当がある場合には必ず、メールにて御報告ください。

〆切の月… 9、10、11 月分をまとめて受け付けるスケジュールの場合には、11 月が〆切の月となりますが、9、10 月に既に申請した分についても必ず御報告ください。

なお、一部の事業において優遇措置を受けるために採択の申請時に指定棚田地域振興活動計画が認定されている必要がある場合があります。事業によって採択の申請時期が異なることから、各事業担当部局に確認して下さい。

Q. 指定棚田地域振興活動計画は協議会単位か指定棚田地域単位で策定するのか。

A. 協議会単位です。

Q. 指定棚田地域振興活動計画の認定申請を行う場合、複数の指定棚田地域にまたがり、複数の棚田等を保全対象とする活動計画を作成してよいのか。

A. 構いません。協議会の設立、指定棚田地域振興活動計画の策定は、複数の指定棚田地域を対象とすることも可能です。

Q. 一つの旧旧市町村が二つの現市町村をまたいでいる（分割されている）場合に複数の現市町村で一つの協議会を組織できるか。また、その場合、どのように指定棚田地域振興活動計画を申請すればいいか。

A. 可能です。

指定棚田地域は昭和 25 年 2 月時点の市町村（旧旧市町村）の単位で指定されますが、協議会の設置単位や活動の範囲については、必ずしも旧旧市町村の単位である必要はなく、地域の実情に応じて柔軟に設定していただくことが可能です。したがって、分割された旧旧市町村において、現行市町村の区域ごとに管轄する市町村がそれぞれ別に協議会設立等を行うことも可能です。

また、旧旧市町村の区域を管轄する複数の市町村が共同で協議会を設立することも可能です。

その際の協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画は、各現市町村がそれぞれ認定申請を行うこととなりますので、同じタイミングで申請いただくか、または、各市町村が連名で申請していただければと存じます。

Q. 法第 10 条第 2 項に「認定の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。」とあるが、都道府県及び市町村において、どのような手続が必要か。

A. 市長村から都道府県に活動計画を送付する場合には、HP に掲載されているひな形の別記様式第 3（第 3 条関係）を鑑にし、都道府県に送付してください。

都道府県から国に送付する場合も、指定申請と同様に市町村から提出された振興活動計画を国に提出ください。その際、認定申請した都道府県におかれましては、経由したことを把握できるように写しの保存等をお願いします。なお、市町村から都道府県に送付した

ことを証明するような公文書を添えていただく必要はありません。また、県から国に対する公文書の作成も不要です。

指定棚田地域振興活動計画の認定について

Q. 指定棚田地域振興活動計画の認定は、ポイント制など明確な数値基準を設けて行うのか。

A. 現時点では、ポイント制等にすることは考えておらず、認定基準に従って総合的に判断することとしています。

なお、認定にあたっては、透明性、公平性、中立性を確保するため、有識者から意見を聴取することとしています。

【参照：基本方針第六の４】

Q. 「棚田地域の振興に関する基本的な方針」の認定の基準はすべて満たす必要があるか。

A. そのとおりです。

Q. 指定棚田地域振興活動計画の認定がされない場合はどのように知らされるのか。

A. 指定棚田地域振興活動計画の認定については、法第 10 条第 4 項に基づき、主務大臣は計画の認定をしたときは遅滞なく、当該認定を受けた指定棚田地域振興活動計画の概要を公表することとなっていることから、認定がされない場合についても、同じく当該概要の公表の際に明らかになるものと思われます。

Q. 指定棚田地域振興活動計画の認定がされた場合に公表される計画の概要はどのようなものか。

A. 認定棚田地域振興活動計画の協議会名、計画名等の一覧に加え、認定棚田地域振興活動計画の本文（添付書類を除く）を内閣府地方創生推進事務局 HP に掲載しております。

（認定棚田地域振興活動計画の協議会名、計画名等の一覧、認定棚田地域振興活動計画の本文は内閣府地方創生推進事務局の HP 参照

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tanada/shitei/katsudo_keikaku.html ）

コンシェルジュについて

Q. 地域担当コンシェルジュ、施策担当コンシェルジュの役割は何か。

A. 棚田地域振興コンシェルジュは、法第9条に基づき国が行う協議会の構成員に対する必要な情報提供、助言その他の援助を担うため、国の職員から選任しています。コンシェルジュは地域担当コンシェルジュと施策担当コンシェルジュの2種類あり、役割分担を行っています。

(コンシェルジュ一覧は内閣府地方創生推進事務局のHP参照

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tanada/concierge/index.html>)

地域担当コンシェルジュは、管轄する管内の指定棚田地域の市町村や協議会の相談窓口となり、積極的に地域の課題の把握、情報提供、必要な助言等の対応を行います。

また、相談内容に応じて、施策担当コンシェルジュや外部有識者と連携して地域の課題解決に向けた支援を行います。

施策担当コンシェルジュは、地域担当コンシェルジュを通じ施策や事業について情報提供を行うことが基本となります。協議会から直接、問合せや相談があった場合に対応することも可能です。

Q. 法律や、法律に基づく手続きに関する問合せ先はどこになるのか。

A. 法律関係及び施策全般に関する施策担当コンシェルジュである内閣府地方創生事務局及び農林水産省地域振興課が問合せ先となります。

Q. コンシェルジュとしての活動経費はどこから支出するのか。

A. コンシェルジュの活動については、基本的には各職員の現行ポストの職務内容の範囲内で行うものであることから、各職員の所属部署から支出することとなります。

Q. コンシェルジュに係る費用負担は生じるのか。

A. 国家公務員が選任されており、業務として行うため費用負担は生じません。

Q. コンシェルジュは誰が選任されているのか。

A. 内閣府地方創生推進事務局の棚田HPにコンシェルジュリストを公表しているのでご活用ください。

(コンシェルジュ一覧は内閣府地方創生推進事務局のHP 参照

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tanada/concierge/index.html>)

Q. 棚田地域振興コンシェルジュはそれぞれの府省庁の国家公務員が選任されているが所属する府省庁以外の施策についても問い合わせに対応してもらえるか。

A. 直ちには回答できない場合もありますが、要望を受けたのち関係府省庁に照会するなど対応する仕組みとしているので積極的にお問合せください。また直接、施策担当コンシェルジュにお問い合わせいただいても構いません。

みなし認定等について

Q. エコツーリズム推進全体構想のみなし認定及び活性化計画のみなし提出はどのような時に活用できるのか。

A. 「みなし認定等」は、法第8条4項に基づき、指定棚田地域振興活動計画にエコツーリズム推進法に基づくエコツーリズム全体構想に関する事項、農山漁村活性化法に基づく活性化計画に関する事項を記載した場合、指定棚田地域振興活動計画の認定によって、エコツーリズム推進法、農山漁村活性化法の認定等があったものとみなし、それぞれの法律に基づく認定等手続を省略できる法律上の特例です。

活性化計画のみなし提出については、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型））を活用したい場合に活用できます。指定棚田地域振興活動計画を作れば活性化計画を別に作成する必要はありません。

エコツーリズム推進全体構想については、当該地域においてエコツーリズムを推進したい場合に、指定棚田地域振興活動計画の認定をもってエコツーリズム推進全体構想の認定を受けたとみなす手続きの簡素化が図られます。エコツーリズム推進全体構想は指定棚田地域振興活動計画とは別に作成し、その作成に当たっては、あらかじめ関係行政機関や地域関係者等と十分調整を行っていただく必要があります。

原則として3年以内に認定申請を行う方針を有する地域協議会（地方公共団体等で構成）は、エコツーリズム推進全体構想の作成にあたって、生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）を活用できます。

なお、みなし提出の対象となっている活性化計画に基づく農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型））及び生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）の交付はその要綱・要領に基づき行われるため、あらかじめ都道府県及び国の事業担当部署と十分調整を行っていただく必要があります。

Q. 農山漁村活性化法に基づく活性化計画のみなし提出を行い、農林水産省事業「農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型））」の「指定棚田地域保全整備」を活用する場合の交付手続の流れいかに。（活性化計画の募集期間外に指定棚田地域振興活動計画の認定申請や認定が行われた場合はどうなるのか。）

A. 指定棚田地域活動計画に活性化計画の内容を盛り込み、「事業実施計画」、「事前点検シート」を添付の上、通常の活性化計画の作成と同様に、指定棚田地域振興活動計画の認定申請前に、各地方農政局地域整備課（北海道については農村振興局地域整備課）の確認を

受けてください。

また、交付金の交付スケジュールは、通常の活性化計画の場合と同じですので、事業担当の各地方農政局地域整備課と法律窓口の内閣府地方創生事務局と事前に十分調整してください。

その他

Q. 国、都道府県、市町村間はどのような連絡体制になるのか。

A. 国においては、関係府省間の連絡調整を行うため、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省等からなる棚田地域振興連絡会議を設置しており、内閣府地方創生推進事務局が事務局となっています。

都道府県については、棚田地域振興法の担当窓口を登録いただいております。国及び都道府県間の連絡は、内閣府地方創生推進事務局と、内閣府に登録した各都道府県の連絡窓口の間で行われることが基本になります。

都道府県においても、国と同様に、分野横断的・総合的な支援ができるよう、関係部局が連携した体制を整備することが望ましいと考えています。

市町村については、窓口の登録は求めていませんが、各市町村において、内閣府地方創生推進事務局や都道府県の窓口担当との連絡を行う窓口担当をあらかじめ決めていただき、その窓口から連絡していただくことが基本になると考えています。

市町村についても、同様に、関係部局が連携した体制を整備することが望ましいと考えています。

なお、個別具体的な案件などは、上記の連絡体制に関わらず、必要に応じ、適宜、国、都道府県、市町村の特定の担当部局との間で連絡調整・相談を行ってください。

Q. 農林水産省事業の補助率嵩上げの対象地域に指定棚田地域が追加されたことを受け、新たに補助率の嵩上げの適用を受けたいが、指定棚田地域の指定だけ受けて、指定棚田地域振興活動計画の策定は行わなくてもよいのか。

A. 指定棚田地域に指定された時点で該当する事業の補助率の嵩上げが適用されますが、当該拡充は、棚田地域振興法の施行を受けて行ったものであり、事業の実施に当たっては、棚田の保全及び棚田地域の振興に資するようご考慮願います。

なお、指定棚田地域の指定要件である棚田地域振興活動の円滑かつ確実な実施が見込めないときは当該指定が解除となる可能性があることにもご留意願います。

(重要) 棚田指定手続の送付について

各種の申請をする際のメールアドレスは、以下のとおりとなっております。

⇒ i.tanada-shinsei.a2u@cao.go.jp

以下の例を参考に、申請月、申請都道府県（現市町村、指定棚田地域）などの情報も、ファイル及びメールの件名に記入してください。

ファイル名の例) ○月・○○県／現市町村／旧旧市町村・指定棚田地域指定申請（指定棚田地域振興活動計画認定申請）

メールの件名の例) 【(事前) 確認/審査依頼】 ○月・○○県／現市町村／旧旧市町村・指定棚田地域指定 申請（指定棚田地域振興活動計画認定申請）

なお、電子媒体は、一括 PDF の上、送付いただきますようお願いいたします（正式申請後、審査結果▲の修正指示を受けた場合には、取り急ぎ、修正ファイルを提出し、追って修正ファイルを反映させた一括 PDF を送付ください）。

めるあど便で送付いただく場合には、各ファイルの DL 回数を 6 回以上していただきますようお願いいたします。

手続について御不明点がございましたら、内閣府地方創生推進事務局まで御相談ください。（直通：03-6257-1410）